

第1回 岳北地域の高校の将来像を考える協議会 次第

日時：平成31年3月18日(月)午前10時
場所：飯山市役所4階全員協議会室

- 1 開 会
- 2 自己紹介
- 3 協議会の設置（経過・要綱）について
- 4 会長・副会長の互選
- 5 正副会長あいさつ
- 6 議事
 - (1) 「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 実施方針」について
 - ・ 県教育委員会事務局から説明
 - ・ 質疑及び意見交換
 - (2) 今後の推進予定について
- 7 その他
 - ・ 次回開催日程について _____ 月 _____ 日 () _____ 時～

資料

- 【資料1】 岳北地域の高校の将来像を考える協議会員名簿・・・・・・・・・・ 1
- 【資料2】 岳北地域の高校の将来像を考える協議会設置要綱・・・・・・・・・・ 2
- 【資料3】 岳北地域の高校の将来像を考える協議会の進め方（案）・・・・・・・・ 3

- 【別冊資料】 1 「学びの改革 基本構想」
- 2 「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」について
- 3 「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 実施方針」
- 4 「旧第1通学区中学校卒業生数の予測」

岳北地域の高校の将来像を考える協議会
 (旧第一通学区県立高校のあり方を検討する会議)

【資料1】

委員

(敬称略)

氏名	区分	役職等	備考
足立 正 則	市村長	飯山市 市長	
日 墓 正 博	市村長	木島平村 村長	
富 井 俊 雄	市村長	野沢温泉村 村長	
森 川 浩 市	市村長	栄村 村長	
長 瀬 哲	市村教育長	飯山市教育委員会 教育長	
小 林 弘	市村教育長	木島平村教育委員会 教育長	
岩 上 芳 宗	市村教育長	野沢温泉村教育委員会 教育長	
石 澤 清 人	市村教育長	栄村教育委員会 教育長	
伊 東 博 幸	産 業 界	飯山商工会議所 会頭	
荻 原 育 夫	産 業 界	ながの農協みゆき地区担当副組合長	
中 山 稿 一	産 業 界	北信州森林組合 代表理事組合長	
加 藤 秀 一	その他地域の実情 に応じた者	長野県農業大学校 副校長	
高 橋 信 一 郎	その他地域の実情 に応じた者	飯水中学校長会 会長	城南中学校長
芳 原 毅 彦	その他地域の実情 に応じた者	中野・下高井中学校長会 会長	南宮中学校長
林 秀 徳	その他地域の実情 に応じた者	飯山高等学校校長	
横 澤 毅 昌	その他地域の実情 に応じた者	下高井農林高等学校校長	
堀 内 智 史	その他地域の実情 に応じた者	飯水PTA連合会 会長	飯山小会長
未 定	その他地域の実情 に応じた者	中高PTA連合会 役員	推薦
富 井 義 裕	その他地域の実情 に応じた者	平成31年度飯山高校PTA会長	
岡 田 俊 輔	その他地域の実情 に応じた者	平成31年度下高井農林高校PTA会長	
太 田 和 明	その他地域の実情 に応じた者	飯山市農業関係者	花卉農家
塩 崎 誠	その他地域の実情 に応じた者	飯山市農業関係者	果樹農家
小 松 裕 一	その他地域の実情 に応じた者	木島平村農業関係者	米農家
高 橋 義 三	その他地域の実情 に応じた者	野沢温泉村農業関係者	米農家
藤 澤 幸 男	その他地域の実情 に応じた者	長野県北信地域振興局 局長	

事務局

氏名	役 職 等	備考
上 野 敏	長野県教育委員会高校教育課 教育主幹兼高校改革推進係長	
下 井 一 志	長野県教育委員会高校教育課 主任指導主事	
常 田 新 司	飯山市教育委員会教育部子ども育成課 部長兼子ども育成課長	
大 口 なおみ	飯山市教育委員会教育部子ども育成課 学校教育係長	
宮 澤 麻 由	飯山市教育委員会教育部子ども育成課	

岳北地域の高校の将来像を考える協議会設置要綱

(目的)

第1条 岳北地域の高校の将来像を考える協議会（以下「協議会」という。）は、長野県教育委員会策定の「高校改革～夢に挑戦する学び～実施方針」を受けて岳北地域の高校（飯山高校・下高井農林高校）のあり方について協議し、長野県教育委員会に対して意見・要望を提言することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、岳北地域の高校のあり方について協議し、長野県教育委員会に対して、意見・要望の提言を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は次の者とする。

- (1) 岳北 4 市村首長
- (2) 岳北 4 市村教育長
- (3) 産業界代表
- (4) その他地域の実情に応じた者（有識者を含む）

(任期)

第4条 委員の任期は、2020年3月31日までとする。ただし、委員の転任の場合は後任者が在任期間を勤めるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議は公開とする。ただし、会長の判断により一部非公開とすることができる。

(謝礼)

第7条 謝礼は無報酬とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、飯山市教育委員会及び長野県教育委員会の共同事務局とし、その役割分担は次の各号のとおりとする。

- (1) 飯山市教育委員会 日程調整及び会議の運営など協議会の運営
- (2) 県教育委員会 資料の収集・作成など協議会運営の支援

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。

岳北地域の高校の将来像を考える協議会の進め方（事務局案）

